

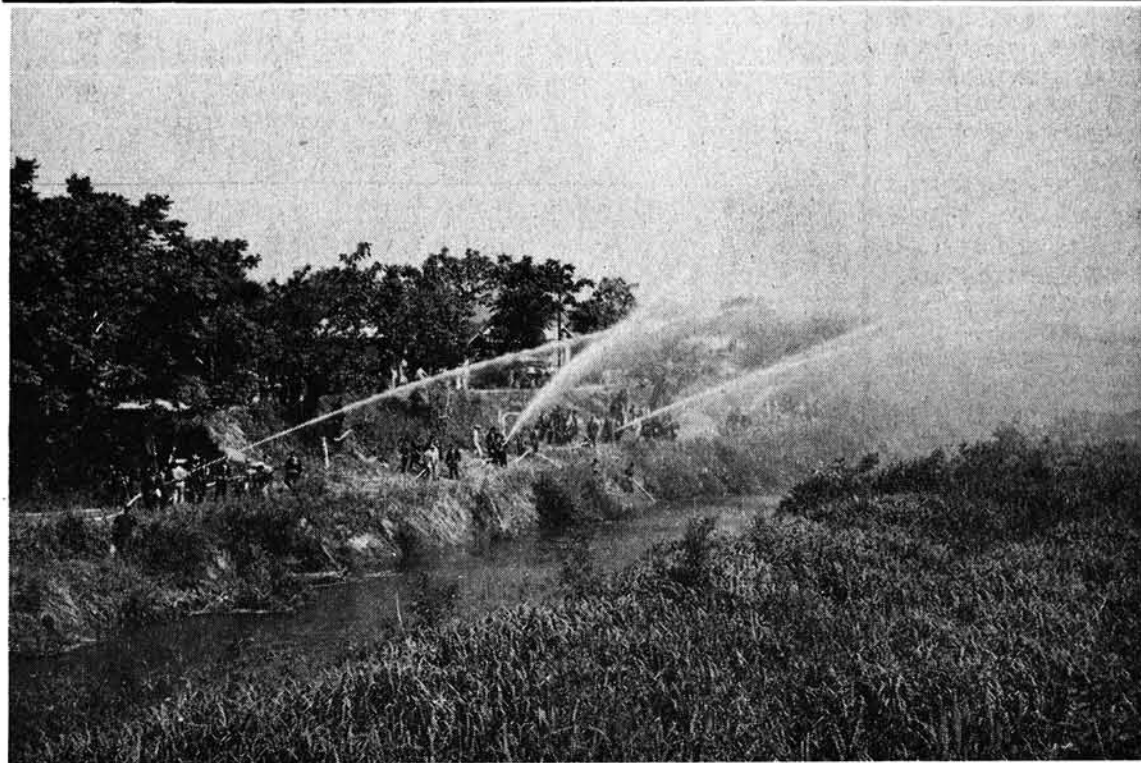


町長 内山大三筆

よたより

6月 (No. 48)

昭和45年6月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



● 町を火災から守ろうと

消防団が春の演習

黒川ベリでいつせいの放水訓練

火災予防思想の高揚と防火体制の強化をはかり町を火災から守ろうと消防団がこのたび春の演習を行ないました。号令と共にいつせいに放水、虹のカーテンで黒川ベリをつまみ込みました。当町では、今年に入つて火災が連続発生しすでに10件を数えております。火の元に十分な注意を払つて下さい。

人口の動き

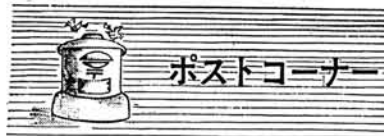
5月31日現在			
() は4月末との比較			
人口	8,018人	(+ 6人)	
男	3,884人	(+ 3人)	
女	4,134人	(+ 3人)	
世帯	1,803	(0)	
出生	13人	死亡	4人
転入	16人	転出	19人

火災予防に配慮を	2
アメンロの自主防除を	3
成人病予防検診を	3
蚊・はえ退治の方法	4
障害年金の解説	5
お知らせ	6

おもな内容は

6月 水無月 (みなづき)

- くらし** 夏物用意 (家具、カーテン、すだれ、敷き物、夏布とん) 台所の衛生 (防虫、殺虫剤)。ウメ干、ウメ酒、ラッキョウ、果実酒などのつけ込みのシーズン。食中毒に注意。
- はな** スイートピー、あじさい、アマリリス、さつき、はなしようぶ
- やさい** ごぼう、たまねぎ、さやえんどう、いんげん、そらまめ、きゅうり、きやべつ。
- さかな** あじ、とびうお、うなぎ、あゆ、こち、すずき、かれい、たい、かじきまぐろ。
- くだもの** びわ、うめ、あんず、いちご、バナナ、スイートメロン。



郵便友の会に入会しましょう

郵便友の会は、郵便を交換し合うことによつて、お互いを理解し、親しみを深めて平和な世界をつくり、広く知識を求めて教養を高めて、あたたかい社会をつくり上げることを目的としている青少年の集まりです。

略称はPFC (PenFriend Club) で、これは郵便友の会のモットーである「平和 (Peace)」「友愛 (Friendship)」「文化 (Culture)」に通じています。

郵便友の会の会員の資格は、原則として25歳以下、一人でも加入できます。小・中・高校生の場合は学校内で5人以上のグループができる、組織活動の1単位になります。現在会員数は長野 1300人、新潟県900人、学校グループは56校、49校となつています。

入会の申込みなどくわしいことは郵便局にお尋ねください。

<郵便一ロメモ>

“15円で作る目安”

普通の二重封筒 (定形郵便) は25グラムまで、便せん3枚にサービスサイズの写真が3・4枚入れられます。便せんだけなら6~8枚です。

農業自営者学校 主婦課程を開設します
三島北部農業改良普及所と町関係指導機関が主体となり、自立経営農家の育成助長を計る施策の一環として、与板町農家の主婦を対象として、与板町農家の主婦を対象として、農業技術及農業経営について、それぞれ体系的な研修を実施する事になりましたので多数参加して下さい。尚内容によつては経営主が参加されても結構です。実施日及び内容は次の通りです。
六月二十七日、町公民館で県農試国武係長より稲作のかんどころについて、七月月上旬



与板町農協で長岡中央病院院長から農業者の健康管理について又、普及所員から、稲作のかんどころについて七月十五日先進地視察主としてそ菜へウス園芸地帯へ、二月と三月にかけて、農業改良普及所より時期の野菜の作り方についてという事になつております。詳細については町産業課各農業協同組合へおたずね下さい。
不動産取得税の申告をお忘れなく……
土地や家屋を買つたり家屋の新築、増改築をした人は地方税法により不動産を取得した日から三十日以内に不動産取得税の申告を行なうよう義務づけられています。不動産取得税の申告用紙は財務事務所又は市役所、町村役場にあります。

不動産取得税の申告書は市町村を経由して財務事務所へ提出することになっております。なお詳しくは財務事務所へお尋ね下さい。
「火災とはまぎらわしい煙、または火災が発生する恐れのある行為をする場合は消防本部に届け出て下さい。」
最近、建物の新築、増築、改修、模様替え等のため、不要材、不用物品を消却する家庭が非常に増えてまいりました。不要なものでありますので、燃やしてもよろしいことにはいつにかまかせませんが、他の人が火災とまちがえたりあるいは燃焼方法等によつては火災原因になりかねませんので充分御注意願います。なおこのような場合には「与板町火災予防条例施行規則第十条」により届け出なければなら

らないことになっておりますので消防本部へ届け出て下さい。
長岡電報電話局より
ダイヤル式電話工事に協力ください
電々公社では、与板町の電話事情をよくするため、かねてから工事をすすめてきましたが、あたらしい与板電報電話局が来年初めころから業務を始めることになりました。そこで、これらの設備を行なうため、今年六月ころから線路工事にかかりましたので住民の皆さんになにかとごめいわくをおかけすることがあると思ひますがよろしくご協力下さい。
尚、長い間お待たせいたしましたお電話の架設は七月ころまでにお申し込みの人について、来年三月までに架設できる見込みです。

火災予防対策に懸命

五月に入つて連続五件も火災が発生 火の元に十分な用心を

「あつ、またか」と思わずつぶやきがもれるほど最近火災が連続して発生しています。本年にはいつてからは五月末日まで十件もの火災が起きており、五月中だけで五件（みなさんの知らないボヤ一件を含む）もの火災がたつづけに発生してあります。一ヶ月のうちこれだけ火災が起きるといふことはめずらしいことであり、関係者一同今後の火災予防対策にやっつきなつていきたいと思います。かりはいくら消防関係者が力んでもどうにもなりません。何と申ししても、町民の皆様御協力をお願いいたさなければなりません。現に昨年末と、本年五月中旬からと一般家庭の火災予防検査を例年のこと乍ら実施してありますが、どうも最近はその効果がうすれてきていふように感じられ

ます。と申しますのは以前は注意した所は、直ちに気がついていただけておりましたが、免疫になつたせいか、なかなか守られておらず、たびたび注意しているにもかかわらず不備の点について改善のあとがみられません。全部が全部が、そういうわけではありませんが、こうした一部の不注意と油断が恐ろしい災害に結びつくことになりまふので充分御注意いただきたいと思います。それから万一火災が発生した場合の措置につきましては、たびたびの機会に、あるいは防火宣伝のうちに何度も周知徹底をお願いしております。おり「迅速な火災の初期消火」と同時に「一九九番への速報」「近所の人への協力要請」であります。火災発生の場合には少なくともこの三点がスムーズに行なわれ

た場合と、そうでない場合では結果的に被害をこうむる度合というもので、前記の三点が比較的スムーズに行なわれた最近の例としてあげられますが本年五月三日に発生いたしました稲荷町の火災で、天候もよく、祭りでもあつたため、一般の皆さん、あるいは消防関係者の昼間不在という悪条件にもかかわらず、初期の行動が迅速、冷静に運ばれたため、被害を最少限に食い止めることができたことは誠に不幸中の幸と申さねばなりません。

これと反対の場合の事例は過去に数多くありますが、大抵には足りません。ある町内で不審火によるボヤがありましたが、最近（五月中旬）ある町内でも幸にも近所の方が発見され、水バケツで消火して下さいました。この方々の御協力には消防関係者一同深く感謝申し上げます。しかしながら、一九九番への通報がなされなかつたことは非常に残念なことに思ひます。結果的には騒ぎが大きくなり、消火することが出来たのでよかつた訳ですが、もしも消しそこねて大火になつた場合には、それこそ取りかえしがつきません。

消火後一般用電話（五七二番）でその旨の連絡を受け、現場に急行いたしました。その状況を調査いたしましたところ、恐るべし、もう一、二分消火が遅れたらならば、大事にいたつたというところが歴然としておりました。このことは実際に火を消し止めて下さつた方々も後で述懐してお

六月の行事

■気象記念日（一日）
明治八年六月一日、東京の赤坂襲町に、現在の気象庁の前身である東京気象台が設置されたのを記念するもので、気象業務の発展とを目的として、昭和十七年五月に定められた。

■電波の日（一日）
昭和二十五年六月一日にいわゆる電波三法といわれる電波法、放送法、電波監理委員会設置法が施行され電波の利用が広く国民に開放された日を記念したもので、昭和二十六年から実施されている。

（一日～七日）
この週間は、厚生省の主催により、水道による生活環境の改善と、水道に対する愛護の気持を高めるとともに、水道布設の普及促進と飲料水に関する公衆衛生思想の普及をはかることを目的として昭和三十四年から実施されている。

■歯の衛生週間（四日～十日）
六月四日の六と四を「むし」と読むニューモラスな着想から昭和三年この日を「虫歯予防デー」に定めた。その後、昭和三十年に、この運動をさらに拡張するため四日から一週間を歯の衛生週間と定め実施している。

やさしい議会知識

問 議決事件でない案件の議決を求めることについて

例 1 簡易水道事業の補助を申請することについて
2 消防ポンプを購入することについて

答 このような案件は、すでに議決されている予算の執行に属するものであり、財源確保の手段であり、2は予算に基づく執行の責任において行うべきものであり、議会が議決するものではありません。

もし、この議案が予算の議決がないのに、予算をそれが議決されたこととせざるに執行の見通しを認めることとなり、支出義務を発生することになります。

地方自治法には「普通地方公共団体の長は、条例その他、議会の議決を要すべき案件があるに於ては、これを議会に提出してはならない」と予算を伴う条例、規則等については規定しています。

「予算措置が適確に講ぜられる見込が得られず、同時に提出できず、これを議会に提出してはならない」と予算を伴う条例、規則等については規定しています。

これはいかに立派な条例規則を定めても、予算が伴わなければ執行ができません。即ち条例、規則が空形となります。

「予算措置が適確に講ぜられる見込が得られず、同時に提出できず、これを議会に提出してはならない」と予算を伴う条例、規則等については規定しています。

これはいかに立派な条例規則を定めても、予算が伴わなければ執行ができません。即ち条例、規則が空形となります。

求の審査決定を行なつていたため、納税者に不安があられたが、国税不服審判所は国税局長から独立し、公平な立場で審判所長が最終決定をし不安をなくすることにいたしました。

2. 国税不服審判所の所在地と審査請求書の提出先
(1) 審判所は東京におき、国税局の所在地には支部を、さらに新潟県の場合は新潟市に支部をおくことにいたしました。

(2) 審査請求書は税務署長又は国税局長に異議申立てをし、その決定通知をうけてから二ヶ月以内に、

支部又は支所に提出することになりました。ただし青色申告者は直接審査請求ができます。

3. 国税不服審判所の組織
国税審判官が配属され審査請求一件について三人以上の審判官が公平な立場で審査します。

審判官には税務部外の人も含め、人格識見のすぐれた人が任命されています。

4. 税務相談や苦情があるときは
国税局および県庁所在地税務署に税務相談室が設置され、専門の相談官がこれにあたつております。

アメシロ退治に 自主防除の実施を

巣をみついたら焼くのが効果的

本虫は、侵入以来数多くの防除にもかかわらずまん延し、道路、農道の樹木を食害し、民家の庭木、農作物にもその被害が及ぶに至つております。この撲滅にあつては、町・住民が協力して一斉防除を行なうことが最も大切なことです。一般に過去の防除を考へますと、薬剤にたよる傾向がありました。本虫の発生はまちまちであり、薬剤散布後に発生したものに對しては、最も効果的な方法は「巣の除去」

です。今年是非非自宅の周辺、及び所有する土地の樹木を良く観察し、巣の除去を実施していただきたいと思ひます。

(1) 巣の見つけ方
幼虫は卵からかえると分散せず（10～12日間）かたまつて糸を吐き巣をつくりまふ。巣の中の幼虫は、最初葉の表皮だけ残して食害するので、葉がすけて見えます。本虫が好んで産卵するサクラ、プラタナス、クルミ、タモギなど

を中心にご注意しましょう。一度巣を見つけて処分した木でも、又新しい巣が見つかることがあります。これは、時期を変えて産卵する為です。

(2) 巣の取り方
巣のついた枝葉を切り取り、焼くか、踏みつぶして下さい。放置しておきますと、分散し被害が大きくなります。巣が高い枝にあるときは、切り落すか、棒の先に布をまき油を塗って火をつけて直接焼き殺すのが良い方法です。高枝切り、巣焼の際には事故をおこさない様にご注意下さい。今年には巣の除去に全力を上げ撲滅をはかりましょう。

求の審査決定を行なつていたため、納税者に不安があられたが、国税不服審判所は国税局長から独立し、公平な立場で審判所長が最終決定をし不安をなくすることにいたしました。

2. 国税不服審判所の所在地と審査請求書の提出先
(1) 審判所は東京におき、国税局の所在地には支部を、さらに新潟県の場合は新潟市に支部をおくことにいたしました。

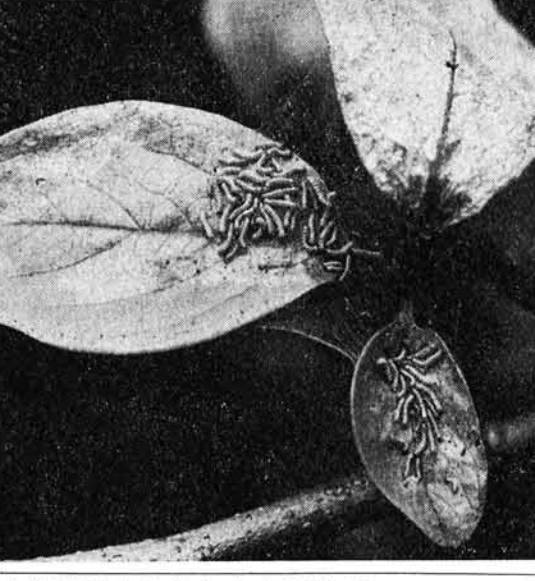
(2) 審査請求書は税務署長又は国税局長に異議申立てをし、その決定通知をうけてから二ヶ月以内に、

支部又は支所に提出することになりました。ただし青色申告者は直接審査請求ができます。

3. 国税不服審判所の組織
国税審判官が配属され審査請求一件について三人以上の審判官が公平な立場で審査します。

審判官には税務部外の人も含め、人格識見のすぐれた人が任命されています。

4. 税務相談や苦情があるときは
国税局および県庁所在地税務署に税務相談室が設置され、専門の相談官がこれにあたつております。



本県の脳卒中による死亡は昭和二十六年以降死亡順位の第一位を独占しており、その死亡率は全国的にみても上位を占めております。しかも死亡者は社会生活において柱石となつてゐる年齢層に多く、その損失は大きなものがあります。このような現状にかんがみ新潟県では脳卒中予防特別対策として脳卒中死亡率の高い市町村を選定し、社会的経済的に影響の甚大な四十才～六十才の方を対象として集

団検診を実施し脳卒中による死亡の半減を目指しております。この検診によつて、高血圧症者等を発見し、これらに對し受療の勧奨と健康管理を呼びかけております。脳卒中による被害を防止して健康な毎日を送つていただきたいと思ひます。

ところで与板町はその脳卒中予防対策事業実施市町村として指定を受け昨年より検診を実施しておりますが昨年の受診率は六九%で県平均を下

られました。どうか皆さん、くりかえすようですが「迅速な初期消火」「一九九番への速報」これを実行されるようおねがひいたします。決して自分だけで消そうとは思わないで下さい。それから思はぬ火が益々上昇し、異状乾燥の日が続き、火災が起きやすくなります。煙突や危険物（油類）、プロパンガスの使用には特段の御注意をおねがひいたします。なお、一戸に一本は必ず消火器を備へましょう。心下下さい。

や心臓や腎臓に障害を起して、くることが恐ろしいので、とくに日本人は高血圧から起つてくる脳卒中の予防に気をつける必要がありまふ。一人一人が成人病に関する正しい知識を持ち、早期発見、早期治療によりこれらの病氣による死亡を一日も早く減らすようにしたいものです。それには何よりも地域住民の協力参加が大切であると思ひます。

今年も七月中旬より血圧検診を実施いたしますので、皆様の協力参加をお願いいたします。

尚期日等詳細について後日各人に個人通知を致します。

